

佐倉市廃棄物減量等推進審議会関係例規

○佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抄）

平成10年3月31日条例第19号

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 廃棄物の減量及び適正処理の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ審議するため、佐倉市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1） 学識経験者
 - （2） 市民の代表者
 - （3） 事業者の代表者
 - （4） 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者
- 4 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第8条 市長は、社会的信望があり、一般廃棄物の減量及び適正処理について熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

- 2 推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、別に定める。

○佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（抄）

平成10年3月31日規則第24号

（廃棄物減量等推進審議会）

第2条 条例第7条第1項の佐倉市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。